

個別約款（取次一般料金契約）

2019年3月29日実施

大阪いずみ市民生活協同組合

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 料金	1
4. その他	1
付則	1
（別 表）	3

1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

「取次一般料金契約」とは、基本約款及び本個別約款に基づきお客様と生協との間で締結する自由料金契約をいいます。

2. 適用条件

本個別約款は、お客様が取次一般料金契約を希望された場合に、適用いたします。

3. 料金

生協は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は基本約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。なお、本個別約款による平均原料価格の算定にあたっては、基本約款19(2)②ただし書きの適用はないものといたします。

4. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2019年3月29日から実施いたします。

2. 新個別約款の実施に伴う切替え措置

当社は、新基本約款2(1)の定めにかかわらず、2019年3月28日まで旧個別約款の適用があり、2019年3月29日以降新個別約款が適用されるお客様について、2019年3月29日が含まれる料金算定期間の料金は、次の算式により算定いたします。なお、本項では、2019年3月28日まで実施されていた基本約款および個別約款（取次一般料金契約）をそれぞれ旧基本約款および旧個別約款といい、2019年3月29日から実施されるこれらの約款を新基本約款および新個別約款といいます。

(算式)

料金＝旧個別約款適用期間の料金＋新個別約款適用期間の料金

旧個別約款適用期間の料金（1円未満の端数切り捨て）

＝旧個別約款の基本料金×D1／D＋旧基本約款の19の規定により算定した調整単位料金×V1

新個別約款適用期間の料金（1円未満の端数切り捨て）

＝新個別約款の基本料金×D2／D＋新基本約款の19の規定により算定した調整単位料金×V2

(備考)

D＝料金算定期間の日数（ただし、新基本約款18(3)の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が30日以下又は36日以上の場合は、基本料金按分の算定式のDを30とします。）

D1＝Dのうち2019年3月28日までの期間に属する日数

$D_2 = D$ のうち2019年3月29日以降の期間に属する日数

V = 料金算定期間の使用量

V_1 = 旧個別約款適用期間の使用量（1立方メートル未満の端数切り捨て）

$$= V \times D_1 / D$$

V_2 = 新個別約款適用期間の使用量

$$= V - V_1$$

適用料金表は、旧個別約款の料金、新個別約款の料金とも、使用量 V が料金表の適用区分のいずれに該当するかにより判定いたします。

(別 表)

料金表

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が200立方メートルを超え、350立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 使用量が350立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表G 使用量が500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表H 使用量が1,000立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	745. ²⁰ 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	---

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	171. ⁶⁴ 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 340. ⁰⁰ 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	--

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	141. ⁹⁰ 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 606. ⁰⁰ 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	--

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	136. ⁵⁸ 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	2, 037. ⁰⁰ 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	--

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	132. ²⁷ 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,443. ⁰⁰ 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	---

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	125. ²⁴ 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,765. ⁰⁰ 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	---

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	124. ³² 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦ 料金表G

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	6,855. ⁰⁰ 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	---

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	118.14円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑧ 料金表H

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	7,175.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	117.82円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。